

令和3年（2021年） 3月23日

斎場利用者各位

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市斎場の利用抑制の一部緩和について（通知）

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和2年3月6日及び27日並びに4月24日付けで小田原市斎場の利用抑制をお願いしてきたところですが、令和3年3月21日付けの緊急事態宣言の解除を受け、利用抑制の一部を次のとおり緩和いたします。

1 利用抑制一部緩和の開始日

令和3年4月1日から

2 利用抑制一部緩和内容

別紙のとおり

3 利用の際の注意点

（1）火葬中について

火葬中は、他葬家との接触を避け、可能な限り待合室の中でお過ごしください。

（2）手洗い等の徹底について

手洗いや咳エチケット等を徹底してください。

（3）室内の換気について

各待合室は、機械設備により常に外気との換気が行われております。なお、窓は設備構造上、開放できませんので御了承ください。

（環境部環境保護課施設係 0465-33-1474）

新型コロナウイルス感染症に係る小田原市斎場利用抑制一部緩和内容

項目	令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から
(1) 人数の制限 について	各葬家の会葬人数は、引き続き最小限の人数とし、最大でも15人以下とさせていただきます。	【一部緩和】 各葬家の会葬人数は、引き続き最小限の人数とし、最大でも <u>待合室1室当たり15人以下(2室を上限とする。)</u> とさせていただきます。
(2) 発熱等症状 のある方等 の来場につ いて	過去2週間以内に発熱や咳の症状のある方、感染拡大している地域や国への訪問歴がある方、感染者と濃厚接触した方(感染予防措置を講じずに発症の2日前から1メートル以内で15分以上接触した人)は、来場を御遠慮ください。	【継続】
(3) 場内での 飲食等につ いて	飲食することを可能としますが、次のことに御留意ください。 ・対面せず十分に距離を保ってください。 ・各席に個別に配膳されるものに限ってください。	【継続】
(4) 茶器の使用 について	茶器の使用を停止します。	【継続】
(5) 待合室内で の配席につ いて	会葬者同士の距離が十分に確保できるよう、間隔を空けて利用してください。	【継続】
(6) 待合ホール 等について	次の共用スペースの利用を一時停止します。 ・待合ホール ・待合スペース ・キッズスペース	【継続】